



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 金融庁の平成 29 年度税制改正要望について
- (2) 「金融モニタリング有識者会議」の設置・開催について
- (3) 金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第 4 回)の開催について
- (4) 多重債務者相談強化キャンペーン 2016 の実施について
- (5) 金融庁を騙った詐欺にご注意ください！！
- (6) 「金融監督庁」を騙った不審なポップアップを表示させ、インターネット・バンキングの ID・パスワードを盗み取る不正な手口にご注意ください！

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13 お知らせ

フォトギャラリー



9月21日 フィンテック・サミットにて挨拶する麻生大臣



8月24日 金融モニタリング有識者会議（第1回）にて挨拶する越智副大臣

トピックス

(1) 金融庁の平成 29 年度税制改正要望について

金融庁では、平成 28 年 8 月 31 日に「平成 29 年度税制改正要望項目」をとりまとめて公表するとともに、要望書を財務省・総務省に提出しました。

今回の税制改正要望においては、金融行政における諸課題を踏まえ、

1. 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現
2. 金融のグローバル化への対応
3. その他の重要項目

の3つの柱を中心として、要望項目のとりまとめを行いました。

主な項目の内容は、以下のとおりです。

1. 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現

(1) 少額からの積立・分散投資の促進のための NISA の改善

NISAは、個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として平成 26 年 1 月より導入された制度です。

NISAについては、平成 28 年 3 月末時点で、口座開設数が 1,000 万口座、買付金額が約 7.8 兆円となるなど、着実に普及が進んでいます。一方、積立による利用は、総口座数の 1 割以下にとどまっており、背景として、少額から積立で投資できることが十分浸透していないことなどがあると考えられます。

このため、家計の「貯蓄から資産形成へ」という流れを政策的に後押しすべく、少額からの積立・分散投資の促進のための「積立NISA」の創設等を要望しています。

(2) 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

個人投資家の市場参加を促すためには、多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが重要です。このため、金融庁では、金融商品に係る損益通算範囲の拡大を要望しています。

具体的には、平成 28 年 1 月より、損益通算の範囲が特定公社債等にまで拡大されたところですが、平成 29 年度税制改正要望では、昨年に引き続き、損益通算範囲をデリバティブ取引や預貯金等についても拡大することを要望しています。

(3) 上場株式等の相続税評価の見直し等

相続財産となった上場株式等は、相続時から遺産分割協議等を経るまで、譲渡できない実態がある中、原則として相続時点の時価で評価することとされており、価格変動リスクが考慮されていません。

このため、価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になって

おり、投資家の株式離れが助長されているとの指摘があることから、平成 29 年度税制改正要望では、こうした上場株式等の相続税評価の見直しを含む所要の措置を講じることを要望しています。

2. 金融のグローバル化への対応

(1) 外国子会社合算税制（CFC 税制）の抜本的見直し

CFC 税制とは、軽課税国に所在する一定の外国子会社等（CFC）を通じた租税回避行為に対処するため、当該 CFC の所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度をいいます。

現行の CFC 税制については、例えば、航空機リースを営む外国子会社等の所得に関し、租税回避目的が無いにもかかわらず、一律に合算対象になってしまうとの問題点が指摘されており、昨年（平成 28 年度）の与党大綱の「検討事項」において、「外国子会社合算税制については、喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとする BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。」とされました。

そこで、CFC 税制の見直しに際しては、我が国の適正な課税権の確保を目的とする一方で、租税回避目的がない事業（外国で価値創造を行っている金融・保険業、航空機リース業など）が合算対象とならないよう、ビジネスの実態に配慮することを要望しています。

(2) クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）に係る税制の見直し

クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）については、金融機関の短期資金の調達を円滑にするという観点から、外国金融機関等が本邦金融機関等から受取るレポ差額は非課税とされています（レポ特例）。

しかし、現行、レポ特例の対象は、本邦の金融機関等と外国金融機関等との取引に限定されており、短資会社や清算機関等が行うレポ取引は、非課税の対象となっていないため、クロスボーダーのレポ取引が阻害されているとの指摘があります。

そこで、クロスボーダーのレポ取引に対して、税制が阻害要因とならないよう見直しを行うことを要望しています。

3. その他の重要項目

(1) 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

企業年金等の積立金に対して課税される法人税（以下「特別法人税」。）は、超低金利の状況や企業年金の財政状況等を踏まえ、平成 11 年から平成 29 年 3 月末までの間、凍結されています。

引き続き、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図るため、特別法人税の撤廃を要望しています。

以上を含め、国税・地方税合わせて 28 項目の要望を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[金融庁の平成 29 年度税制改正要望について](#)」にアクセスしてください。

(2)「金融モニタリング有識者会議」の設置・開催について

金融庁は、これまでルールとプリンシプルの最適な組み合わせ、担保・保証に過度に依存しない、事業をみた融資への転換等、モニタリングの考え方や手法を見直してきたところです。

今般、こうした新しいモニタリングの基本的な考え方や手法等について、外部の有識者を交えて議論、整理し、新しいモニタリングの考え方をとりまとめ、金融機関等と共有を図るとともに国際的に発信していくため、「金融モニタリング有識者会議」（座長：アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授）を設置し、8月24日に第1回会合を開催しました。

第1回会合では、金融モニタリングに関する問題意識や今後検討すべき課題について、議論が行われました。

なお、会議は非公開ですが、会議後、議事要旨を金融庁ウェブサイトに公表する予定です。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」から「[金融モニタリング有識者会議](#)」にアクセスしてください。

(3)金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第4回)の開催について

8月2日（火）に第4回「金融審議会 市場ワーキング・グループ」が開催されました。

市場ワーキング・グループは平成28年4月開催の第37回金融審議会総会・第25回金融分科会合同会合における、麻生金融担当大臣による諮問を受けて設置されたもので、5月と6月の会合ではそれぞれ、「取引の高速化」「市場間競争と取引所外の取引」が取り上げられています。今回は7月6日（水）の第3回（「国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー」）に引き続き、「国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー②」をテーマに幅広く議論がなされました。

今後も市場ワーキング・グループ会合では、情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行う予定です。

なお、第1～3回会合にかかる議事録・資料、第4回資料につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[金融審議会](#)」から、「[市場ワーキング・グループ](#)」にアクセスしてください。

(4)多重債務者相談強化キャンペーン 2016 の実施について

内閣に設けられた「多重債務者対策本部」においては、深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、平成 19 年 4 月 20 日に「多重債務問題改善プログラム」を決定し、相談窓口の整備などの「借り手対策」をとりまとめました。これに基づき、全国の地方公共団体における相談体制の整備・強化が進められております。

平成 22 年 6 月の改正貸金業法完全施行後、多重債務問題は一時と比べ落ち着きをみせているところですが、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるところです。

このため、潜在的な相談者の掘り起こし及び常設の相談窓口の認知度向上等を目的として、本年 9 月 1 日～12 月 31 日までの 4 ヶ月間、「多重債務者相談強化キャンペーン 2016」を多重債務者対策本部と日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）との共催で、実施するものです。（なお、これまでも同様の趣旨により、平成 19 年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成 19 年 12 月 10 日～16 日実施）、平成 20 年度～平成 27 年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」（平成 20～27 年の 9 月 1 日～12 月 31 日実施）を実施しているところです。）



肩の荷、下ろそう。
借金の悩みに専門家のチカラを

**多重債務者相談強化
キャンペーン2016
9.1~12.31**

借金・家計の相談を受け付けています。
一人で悩まず、多重債務相談窓口には是非ご相談ください。
相談窓口では、収入・支出と借入れ・ローンのバランスから債務の整理、
生活再建のためのセーフティネット制度などの活用についてサポートしています。
中小事業者・個人事業者の方からのご相談も受け付けています。

相談窓口に関するお問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局まで。
また、法テラスでは、お近くの相談窓口・相談会をご案内します。

■法テラス・サポートダイヤル
☎0570-078374 受付時間 平日/9:00~21:00 土曜/9:00~17:00
※法テラスは国が指定した公益的法人です。全国約1,500の法テラス支所では、借入れ・返済（一部無料）に関する相談や借金返済の相談など、借入者の生活と権利を保護・増進する活動を行っています。

主催／多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）

（キャンペーン周知のためのポスター）

キャンペーンでは、期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体（全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会）が共同で、消費者及び事業者向けの無料相談会等の取組み（電話による相談の受付を含む）を行います。併せて、各地方財務局においても、無料相談会の開催等を行います。このほか、ヤミ金融の利用防止

について、周知・広報を行うこととしています。

相談窓口、無料相談会等については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局・法テラス等において、ご案内しています。また、金融庁ウェブサイトの「[多重債務者相談強化キャンペーン 2016 における相談会の開催予定等について](#)」でも、随時、関連情報を提供していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[多重債務者相談強化キャンペーン 2016 の実施について](#)」（平成 28 年 8 月 30 日）にアクセスして下さい。

(5)金融庁を騙った詐欺にご注意ください！！

最近、金融庁の職員を名乗り、預金口座の番号を聞き出す等して財産を狙う詐欺事案の相談が多数みられます。

こんなケースにご注意ください

●金融庁の職員を名乗る者が訪ねてきて、地震被害者への寄付を要求された。

⇒金融庁職員がご自宅を訪ねて寄付をお願いすることはありません。

●個別の会社名等を名乗る者から、入居権や債券の購入権等を代理で購入するとの電話があり、その後、金融庁の職員を名乗る者から、これらの取引方法等が違法であるとして、取消し等のために金銭を要求された。

⇒金融庁が個人に対し、電話で金銭を要求することはありません。

●警察や郵便局を名乗る者から電話があり、クレジットカードの不正利用がなされ、明日引き落としがなされる等と言われた。その直後、この関係で金融庁の職員を名乗る者から電話があり、「警察と連携する。」「救済制度につなぐ。」等と言われ、生年月日等の個人情報や銀行の口座番号を尋ねられた。

⇒金融庁が被害救済名目等で口座番号をお聞きすることはありません。

怪しいと思ったら・・・

上記のようなケースに限らず、不審に思った場合は、安易に個人情報等を伝えたりお金を振り込んだりせず、最寄の警察や金融庁金融サービス利用者相談室に情報提供・ご相談をお願いします。

【情報の受付窓口】

金融庁 金融サービス利用者相談室（平日 10 時 00 分～17 時 00 分）

Tel（ナビダイヤル） 0570-016811

※IP 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

Fax 03-3506-6699

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「金融庁を騙った詐欺にご注意ください！！」](#)（平成 28 年 8 月 5 日）にアクセスしてください。

（6）「金融監督庁」を騙った不審なポップアップを表示させ、インターネット・バンキングのID・パスワードを盗み取る不正な手口にご注意ください！

最近、「金融監督庁」（注）を騙った不審なポップアップを表示させる手口が確認されています。これは、何らかの方法でインターネット・バンキング利用者のパソコンにウイルスを感染させられたものと考えられます。

当該ポップアップ画面は、表示されている金融機関名を利用者にクリックさせることで偽のサイトに誘導し、当該偽サイトでインターネット・バンキングのID・パスワード等を入力させて盗み取る不正な手口であることが確認されています。

当該ポップアップ画面にアクセスすると預金の不正払出し被害に遭うおそれがありますので、ご注意下さい。

（注）金融庁が省庁再編される前の名称。

なお、インターネット・バンキングによる預金の不正払出し被害に遭わないためには、

- ・ パソコンのセキュリティ対策ソフトを最新版にするとともに、定期的にウイルスチェックする。
- ・ 心当たりのないメールは開かない。
（金融機関が、ID・パスワード等を電子メールで問い合わせることはありません。そのようなメールが来た場合は、直接金融機関に問い合わせして下さい。）
- ・ アクセスしたウェブサイトのアドレスが正しいか確認する。
- ・ インターネット・バンキングのログイン画面のアドレスをブックマーク（お気に入り）に登録し、当該ブックマークから利用する。

など、ID・パスワード等の管理に十分ご注意ください。

（参考）

金融犯罪にご用心！（全国銀行協会ウェブサイト）

<http://www.zenginkyo.or.jp/topic/hanzai/index.html>

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「金融監督庁」を騙った不審なポップアップを表示させ、インターネット・バンキングのID・パスワードを盗み取る不正な手口にご注意ください！](#)（平成 28 年 9 月 1 日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
- ・その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

（2）皆様からの情報提供が市場を守ります！

（イ）情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央会館庁舎7号館 FAX: 03-5251-2136
 証券取引等監視委員会とは国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors, with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 28 年 8 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第 4 回）議事次第](#)
- [「金融モニタリング有識者会議」（第 1 回）議事次第](#)
- [監査法人の処分について](#)
- [平成 27 事務年度 金融行政方針について](#)
- [「金融モニタリング有識者会議」の設置について](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [金融モニタリングレポートの公表について](#)
- [「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 (株)日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100（ナビダイヤル）

（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

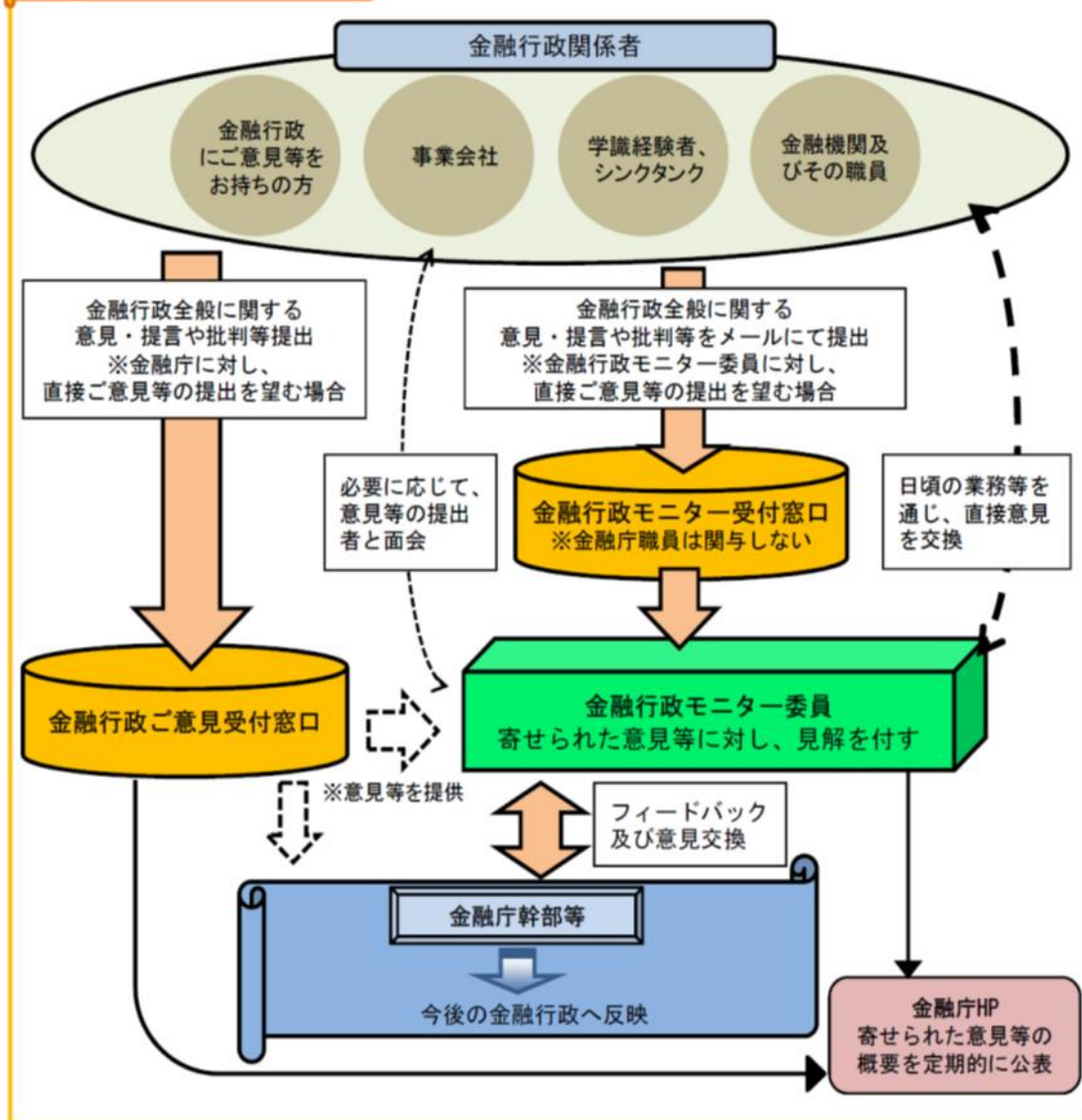
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>

